≪旅費関連≫　※派遣前訓練入退所時資料　Ver202411

派遣前訓練入退所に伴う移動・旅費について

入退所にかかる旅費は各自立替払いにて対応いただき、提出された「旅費算出データ」の情報をもとに、後日、原則として選考時の国内口座[1]へ振込みを行います。空路を利用した場合には後日領収書等の提出が必要となりますので、ご留意ください。

以下の、移動にかかる注意事項を必ずご一読し準備を進めていただきますが、JICA から指示があるまで、航空機や新幹線等の予約手配等を行うことは控えてください。

（1）各訓練所への経路について

「鉄道・飛行機・船舶・宿泊の予約時・利用時の注意点」と「旅費・経路のフローチャート」を確認の上、
最寄駅から訓練所までの交通機関や経路は、事前にインターネットで検索し確認をお願いします。
参考 URL：https://transit.yahoo.co.jp/

訓練所	二本松訓練所	駒ヶ根訓練所
集合時間	13:50～14:50（予定）	11:00～15:00（予定）
解散時間	入所後にご案内	入所後にご案内
各訓練所の交通	**＜訓練所 JR 最寄駅＞** JR 東北線「二本松駅」 JICA 二本松駅から訓練所までは、借り上げバス（無料）を用意します。 二本松駅からタクシー移動の場合、 料金は自己負担となります（約 5,000 円）	中央高速バスが運行されています。 （1）バスタ新宿（新宿駅南口）～駒ヶ根 （2）名古屋駅～駒ヶ根 （3）長野駅～駒ヶ根 交通費支給は基本的に（1）～（3）のいずれかの地点からの高速バス料金となります。 **＜中央高速バス 訓練所最寄バス停＞** ①「駒ヶ根インターチェンジ」 ②「駒ヶ根バスターミナル」 **＜訓練所 JR 最寄駅＞** ③JR 飯田線駒ヶ根駅 ①～③から訓練所までは、訓練所借り上げの臨時バス（無料）が運行されます。 タクシー利用の場合は 1,700～2,300 円です（タクシー代は自己負担となります）。

※訓練所への臨時バス時刻表は各訓練所入所案内で確認してください。入所案内は入所日の約 1 ヶ月前に送付されます。

（2）宿泊の利用について

「鉄道・飛行機・船舶・宿泊の予約時・利用時の注意点」に記載の対象者のみ支払いを行います。事前の宿泊可否通知は行いません。

[1] 合格後、登録情報変更届を提出し指定の国内口座を変更した場合は、変更後の口座に振り込みます。

（3）飛行機・船舶の利用について

訓練入所時に飛行機・船舶を利用する方は以下もご確認ください。

【1】飛行機を利用する方（国内線利用対象者）

（1）対象者：**本州以外から入所または本州以外に帰省する方**（但し、一部下表の通り対象外も有）

離島の方の場合で離島と本州間は空路対象でも、本州内の移動は陸路となります。

（2）入所時到着空港及び退所時出発空港

入退所地域	二本松訓練所に入所する方	駒ヶ根訓練所に入所する方
北海道	**仙台空港** ※函館近郊者は空路利用不可 ※新千歳空港以外の空港から発着する場合は羽田空港の利用も可としますが、その場合は事前にご相談下さい。	**羽田空港**
本州	空路利用不可	空路利用不可
四国	**羽田空港**	空路利用不可
九州・沖縄	**羽田空港**	**中部国際空港**　※福岡県の方は航空機利用不可

（注 1）上記以外の空港は利用不可。

（注 2）入所時住所の最寄空港と退所時住所の最寄空港は当該住所から最も近く、交通費が最も安価な空港を利用するものとします。（原則、当該住所のある道府県の空港とします）。

（注 3）駒ヶ根訓練所入所者で佐賀県在住者は、佐賀空港からは中部国際空港への直行便がないため、福岡空港を利用するものとします。

（3）利用後に提出する証憑書類について

航空機利用の場合、以下の 2 点の提出が必須です。「航空機/船舶利用者（領収書・搭乗券残券）貼付用紙」に貼付して提出してください。2 点がそろわない限り旅費の支給はできません。

①航空機の領収書（オリジナル）

【航空券購入者名（搭乗者名フルネーム）と購入金額が明記されているもの】

（注）連名や JICA 宛ての領収書は不可。各自、ご自身利用分の領収書を提出してください。領収書はできるだけ往路分と復路分を別々に発行してもらってください（往復の領収書の場合は、退所後の復路の支給と同時に支給します）。復路は退所時間が確定してから予約してください。

②搭乗券残券（オリジナル）または搭乗証明書

【搭乗した日時・便名が明記されているもの。E チケット・お客様控えは不可】

（4）証憑書類の提出先

入所時分（往路分）：入所時に各訓練所担当者に提出してください。

退所時分（復路分）：退所後、1 週間以内に合格者窓口宛に送付してください。

【2】船舶を利用する方（離島の方）

（1）証憑書類

離島から入退所する方は**船舶の領収書（オリジナル）**のみを「航空機/船舶利用者（領収書・搭乗券残券）貼付用紙」に貼付して提出してください。船舶を利用して本州に到着する場合、本州からの移動は陸路となります。

（2）証憑書類の提出先：

入所時分（往路分）：入所時に提出してください。

退所時分（復路分）は退所後、1 週間以内に合格者窓口宛に送付してください。

(4)「入所または退所における日程および経路変更にかかる届」について

順路直行による移動以外は原則認められませんが、やむを得ない理由により日程や経路を変更する場合（下記の事例参照）は、「入所または退所における日程及び経路変更にかかる届」に必要事項を記入し、メールにて 1-4 問い合わせ／提出物送付先までお送りください。やむを得ない事情があると認められた場合にのみ、変更後の旅費の支給対象となります。事前提出なしに日程や経路を変更したことが後日発覚した場合には、旅費は不支給（戻入）となります。

「入所または退所における日程及び経路変更にかかる届」提出締切日
入所時の変更： 入所時まで （日程または経路の変更がわかり次第すぐに、交通機関の予約・購入をする前にご提出ください。）
退所時の変更：退所日から１週間以内

※ 前泊・後泊にかかる日程変更については、入所時間・退所時間が確定してから要否をご確認の上、ご提出ください。
※ 日程及び経路変更に伴う日当・宿泊料の支給はありません。（ただし、前泊・後泊対象となった方には宿泊費を支給）

1. 自己都合により、日程・経路を変更する事例

⇒入所・退所いずれも**原則として旅費の一部または全額が支給できません**。

事例 1	入所日当日の出発で到着可能だが、入所日前に移動する。
事例 2	入所時住所最寄空港を利用せず、他の空港から入所する。または入所時到着空港ではなく他の空港を利用し、入所する。
事例 3	退所時出発空港以外から帰省する。または退所時住所最寄空港以外に帰省する。（例：最寄空港は宮崎空港だが大分空港から陸路で宮崎へ移動する）但し、退所時出発空港から退所時住所最寄空港へ直行便がなく、乗り継ぐ場合は経路変更とみなさない。
事例 4	退所当日中に帰省可能だが、当日中に帰省しない。
事例 5	国内線利用対象者だが航空機を利用せずに陸路（鉄道）を利用する。または陸路対象者だが、航空機を利用する。（入所時到着空港、退所時出発空港、国内線利用対象者については、「(3)【1】飛行機を利用する方（国内線利用対象者）」の表を参照してください）。

2. やむを得ない理由により「入所または退所における日程及び経路変更にかかる届」を提出する事例

⇒同届を提出しても、変更後の日程または経路による旅費を承認するものではありません。
届の提出無しに日程・経路を変更したことが事後発覚した場合は、**原則として旅費は不支給となります。**

事例 1	入所、退所時に航空便が満席で予約が取れないなどの理由により、やむをえず日程や経路を変更する場合。ただし、満席であることが判明した時点で、速やかに JICA 海外協力隊合格者窓口にご連絡ください。（届に記入する「予約日」は予約を行い、満席を確認した日を記入してください）。
事例 2	入所日や退所日以外の日に移動する場合【前泊が必要なため入所前日に移動する場合や、後泊が必要なため退所日翌日に移動する場合】、実際に帰省する日は退所時住所への到着日を記入してください。
事例 3	退所直後に自治体表敬が予定されており「旅費算出データ」の退所先住所に戻ってから表敬先に向かうのでは間に合わない場合。